

針として、その当時には主張されていたのである。重要な文言であると思われるので、以下にかかげておく。

「……戦後の日本領土の帰すうについても、それが再びあらたな紛争の要因となることのないよう、連合国の善意と良識とを期待したいのである。

このような見地から、ポツダム宣言およびカイロ宣言をみるに、「暴力的貪欲ニ依リ日本国ヲ略取シテ」新附の領土は返還せしめるが、日本の固有の領土と認められるべきものは、割譲の対象とはしないということであって、その方針として、極東における秩序の安定を目的としていることが理解される。ただその具体的適用としての平和条約の領土条項では、必ずしもその方針が明確に貫かれているとはいえず、平和条約が発効して十年以上も経った今日、なお完全に解決をみない地域がある。……竹島もまたそのような未解決の地域の一つで、……」(川上、前掲書、P295)

いうところの一九四三年のカイロ宣言では、日本の植民地の返還と、「日本が暴力および貪欲によつて略取した他の一切の地域から駆逐される」とあった。つづく一九四五年のポツダム宣言では、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク、又日本国ノ主権ハ、本州、北海道、九州、四国、及び吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と定めていた。

このことから川上は、「この方針に基づき、連合国によつて決定された結果が、上述の対日平和条約の領土条項として具体的に示されたわけである」と述べ、竹島はカイロ宣言が

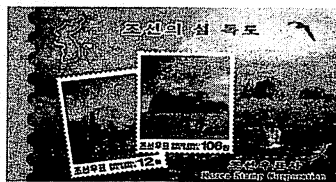
定めているような暴力的略取によるものではない、日本の固有領土である以上、返還の対象にはならないとする。ただしその可否は、連合国とりわけてアメリカがどのように判断するかにあるわけで、それだけにアメリカに対して働きかけもしたし、それなりの期待をかけていた。しかし対日平和条約では、「極東における秩序の安定を目的」とする方針であるにもかかわらず、領土条項においては「必ずしもその方針が明確に貫徹されているとはいえず」といわなければならぬ結末であり、したがって竹島は「未解決の地域の一つ」になつてしまつたのである。そこで川上は、「連合国の善意と良識に期待」しつつ、日本政府の主張を実現して、竹島問題を解決したいと述べていたのである。

すなわち、一九五二年の対日平和条約では、竹島問題は解決しなかつたといわなければならないのである。しかし川上は、後述するように、対日平和条約で竹島は日本領土になつたとするコメントも記している。

川上や日本政府の前に立ちだかつたのは、一九四六年(昭和二)一月二九日付連合国総司令部によるSCAPIN第6777号の「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」である。そこでは、日本政府の権力行使が停止された特定地域として、朝鮮関係では、鬱陵島、濟州島と並んで、リアンクール岩(竹島)が含まれていた。ただし第8項には、「ポツダム宣言第8条で述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈

# 竹島(独島)問題の問題点(上)

内藤正中



統-評論 2005.7

## 1、固有領土論の登場

竹島(独島)問題とは、日韓両国間で対立したままで現在に至っている五〇余年にわたる領土紛争である。両国ともにそれぞれが自国の固有領土であると主張して譲らない。日本外務省のホームページでは、「竹島は歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である」というのが、「我が国の一貫した立場である」といつている。果たしてそういうのかどうかの疑問を解明するのが本稿の課題である。

日本政府が主張する固有領土論のルーツになると思われるものは、外務省條約局にあつて韓国との竹島(独島)論争に深くかかわつていた川上健三の著書である。一九六六年(昭

和四一)に刊行された『竹島の歴史地理学的研究』であり、竹島問題についての研究では、古典的な位置をもつ労作といつてよい。当面して、竹島(独島)問題の問題点を明らかにしようとする時、注目すべきは、川上の著書の「あとがき」であり、そのなか核心にせまる重要な問題がかくされているのではないかと思うところである。

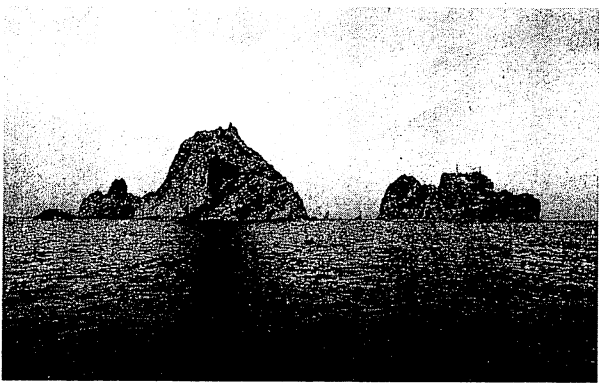
「あとがき」には、「竹島研究の基本的態度」というサブタイトルがつけられている。著作刊行の目的は、「この島の歴史地理的事実をあくまでも学問的に究明することを意図したものと述べるのである。しかしその一方で、「日本固有の領土と認められるべきものは割譲の対象とはしない」とする方針を、「連合国の善意と良識」によつて実現して、竹島問題を解決してゆきたいとする強い願望を表明するのであった。そしてそのことが、竹島問題に対する日本政府の基本方

されてはならない」との定めがあった。

次いで一九四六年六月二日には、SCAPIN第1033号で「日本の漁業及び捕鯨業に許可された区域に関する覚書」が発せられ、「日本の船舶及びその乗員は竹島から12哩以内には近づいてはならない。またこの島では一切接触をもつてはならない」と定めた。いわゆるマッカーサーラインの設定で、竹島は日本の外に置かれたのである。

そして一九五二年（昭和二七）四月二十八日に対日平和条約は発効する。「行政権停止の総司令部指令も必然的にその効力を失った」と、川上は述べているが（川上、上前掲書、P. 251）、それはSCAPIN677で定められていた竹島に対する日本政府の行政権停止が解除され、固有領土として日本に帰属することになるという認識にもとづくコメントである。しかし前述マッカーサーラインについては、同年の四月二五日付で廃止の覚書が出されていることからすれば、平和条約の発効で、SCAPIN677などすべての総司令部指令が自動的に無効になるといえるかどうかが残る。

対日平和条約では、その第二条（a）で、「日本国は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島、及び鬱陵島を含む朝鮮に對するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」と記されるが、竹島については何らの言及もなかった。このことから川上は、「平和条約中に竹島の名が見えないということは、同島が日本領土の一部であることを明確にしている」と解せられる」と述べていたのである（川上、上前掲書、P. 252）。



独島全景

77の規定との対比において、同島が当然に日本に残されたと解するのを相当とする」と述べていたのである（『平和条約と竹島（再論）』—『レファレンス』1999年3月号、P. 34）。塚本は、一九八三年の時点では「条約中に竹島に関する明文規定がなくそのいずれが正当であるか直接的証拠を欠く状態である」といつていたが（『サンフランシスコ条約と竹島』—『レファレンス』1983年6月号）、その後アメリカ公文書館外交文書のなかに関係史料を見出して上述の見解をもつに至る。塚本の研究については後述することにしていく。

それとともに、基本的な問題は、固有領土であるとする主張についてであり、韓国側の主張はともかくとして、日本側の主張についての問題点を検討するの必要に迫られる。

アメリカの竹島認識を決定的に変えた一九四九年（昭和二四）一一月一四日付シーボルト駐日政治顧問の國務長官宛の

これに対して韓国側は、対日平和条約の領土問題で、SCAPIN677の規定と矛盾する内容が盛り込まれたとは考えられず、独島（竹島）の領土帰属に実質的変更はなく、韓国領であるという立場である。そして韓国政府は、平和条約が発効する直前の一月一八日に、海洋主権宣言を発表して、独島（竹島）を含む海域に「李承晩ライン」として排他的水域を設定した。このことから、竹島（独島）問題は日韓両国間の領土紛争として顕在化する。

ここでの問題は、対日平和条約の領土条項をめぐる解釈の相違である。条約に竹島についての明文規定がないことによる。特に韓国側が問題にしているSCAPIN677との整合性についてであり、平和条約の条文だけから領有権についての何らかの結論を導き出すのは無理というものであろう。リアンクール岩（竹島）についての明示的な規定は、SCAPIN677しかないのである。したがって川上も、著書の本文では平和条約に竹島への言及がないことをもって、日本領土であることを示すといっていたが、同書の「あとがき」では未解決地域の一つになったという異なる見解を述べている。

しかしこのことについて、平和条約で主権を回復した以上、連合国総司令部による各種指令（覚書）も効力を終止するという立場をとる塚本孝は「関係条文には竹島への言及がない。竹島が本来日本の領土であるとすれば分離されるいわれはなく、関係条文に竹島への言及がないことは、SCAPIN6

意見書では、「リアンクール岩（竹島）の再考を勧告する。この島に対する日本領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象およびレーダー局を想定するかもしれない」とある。そこでは日本側の固有領土であるとする主張が十二分に反映されているし、極東における安全保障も配慮されていた。改めて日本政府が主張する竹島固有領土論についての検証が必要とされる所以である。

## 2. 松島についての認知

外務省のホームページでは、「竹島領有権に関する我が国の主張」として、「我が国は遅くとも一七世紀半ばには、実効的支配に基づき竹島の領有権を確立していたと考えられる」と述べて、具体的には「江戸時代の初期（二六一八年）、伯耆藩の大谷、村川両家が幕府から鬱陵島を拝領して渡海免許を受け、毎年同島に赴いて……。また遅くとも一六六一年には両家は竹島を拝領していた」という。ここでの竹島が現竹島であり、当時は松島とよばれており、鬱陵島が竹島であった。

問題は、米子町人の両家が竹島と松島を「拝領」した上で渡海免許を受けたという記述が正しいかどうかである。「伯耆藩」という藩名はなく、鳥取藩か因州藩と呼ぶべきであるが、それはさておき、日本側の竹島認知からみていく。

現在の竹島について、日本の史料に初めて出てくるのは

「松島」という名称である。それは、一六六七年（寛文七）に松江藩士の斎藤豊仙がまとめた『隠州視聴合紀』のなかに記してある。そこでは、隠岐国の西北、日本海上の島として、鬱陵島の竹島とともに、松島について次のように述べている。すなわち、

「隠州在北海中故云隠岐島……戊亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島。此二島無人之地、見高麗如自雲州望隠岐、然則日本之乾地以此州爲限矣」

これは、寛文七年秋八月に松江藩の命で幕府からの預り地である隠岐国を巡視した斎藤豊仙が、自らが聴取し見分したことなどをまとめた報告書の冒頭に記した文言である。隠岐島から西北の方向に一泊二日かけて航海すれば松島があり、さらに一日ゆけば竹島があるというもので、両島ともに無人島である。そして竹島から朝鮮国を見るのは、ちょうど出雲国から隠岐国を眺望するようなもので、日本の西北の境界は竹島である、というものである。

隠岐の人たちは、伯耆の米子町人が幕府の特別許可を得て、毎年竹島渡海と称して鬱陵島に通漁していたことを知っていた。隠岐の人たちのなかには乗組んで渡海事業に参加した者もいたし、鳥後の福浦港は竹島渡海の風待港になっていた。したがって、竹島渡海についてはもちろん、その途中に望見したり、漁をしたこともある島として松島を知っていたわけだ、それが伝聞情報として隠岐国内では広く普及していたものと考えられる。

いつている以上は、此島は明らかに鬱陵島（竹島）としなければならぬ。

ところで朝鮮王朝は、一五世紀以来、鬱陵島を無人化する空島政策をとっていた。このため大谷、村川両家は七〇年以上にわたる竹島渡海ができたわけである。しかし空島政策は



連合国総司令部が作成したSCAPIN第677号の付属地図  
独島をTAKKEと表示し朝鮮の領土としている（マルで囲った部分）

ところで、この『隠州視聴合紀』の記事に見られる「日本之乾地以此州爲限矣」の文言は、日韓双方の学者の間で、その解釈をめぐる対立したままで現在に至っている重要な争点になっている。日本側では、「此州」を鬱陵島の竹島とみている者が多いのに対して、韓国側では隠岐国とする者がほとんどである。このことは、竹島・松島の領有権にかかわってくるので、きびしい論争となるのである。なお、一九九四年一月に日韓両国の論点を整理した国立国会図書館塚本孝による「竹島領有権問題の経緯」（『調査と情報』第244号）のなかでは、何故かこの問題を欠落している。

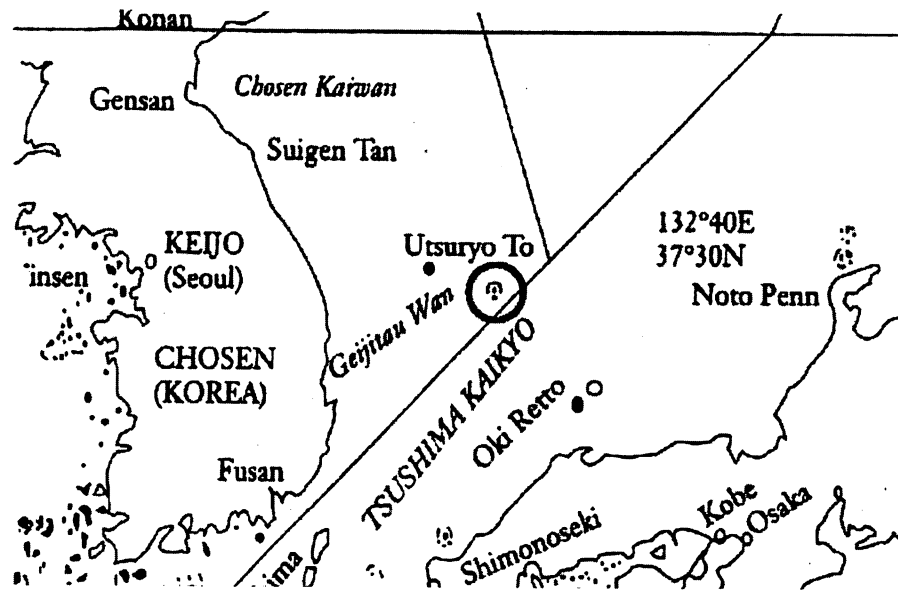
韓国側の学者の読み方を問題にする者もいるが、そんなことはたいしたことではない。決定的なことは、一六九六年（元禄九）の幕府による竹島渡海禁止令以前の二六六七年に出された史料であるということである。当時は、毎年のように米子町人が渡海していたので、竹島は当然のことのように伯耆国に属する日本領土と見られており、日本の西北の境界は竹島（鬱陵島）となる。日本領とみなさなければ「竹島一体」を争う意味はない。

関連して、一八一三年（文政六）に隠岐の大西教保が著わした『隠岐古記集』でも同じ趣旨の記述がある。同書は『隠州視聴合紀』を底本にして増補したものといわれている。「此島より朝鮮を望めば、隠州より雲州を見るより猶遠くして、今は朝鮮人來りて住すと云ふ」。一六六七年の「此州」がここでは「此島」となっており、朝鮮人が在住していると

朝鮮王朝として領有権を放棄したのではない。だから後述するように、一六九六年（元禄九）には幕府も朝鮮領であることを認めて日本人の渡海を禁止するのである。したがって米子町人による竹島渡海事業なるものは、空になっている島に入り込み、なかにある宝物を持ち帰っていた泥棒行為と同じであり、これを外務省のように、「実効的な支配に基づき竹島の領有権を確立していた」などといえるものではないことは明らかである。

大谷、村川両家による竹島渡海事業というものは、竹島・松島ともに住民が住んでいない無人島であるということから、新しく発見して幕府に申出てきた米子町人に渡海を特別に許可したものである。それが朱印状ではなく奉書の形式をとったのも、外国への航海ではないということであるが、日本領内の離島であるのなら、そうした特別許可はいらぬはずである。竹島への渡海免許が初回の一度だけであったというのも、日本国内並みとみなされたためと考えられることである。

しかしながら、一六八一年（延宝九）の大谷家古文書のなかには、竹島（鬱陵島）だけでなく松島（現竹島）についても、「拝



「連合国の旧日本領土処理に関する付属書」付属地図

独島（マルで囲った部分）が朝鮮の領土として処理され区画されている

領有権をめぐるものであった以上、そうした説は無意味である。竹島が朝鮮領の鬱陵島であることを幕府も認めることによって、竹島一件は結着したのである。

その場合、松島（現竹島）はどうであったかが残る。しかし、もともと松島については、竹島に附属する島という理解で特段の取扱いはしてこなかった。そうである以上、松島について言及する必要もなかったのである。竹島渡海が禁止されてしまうと、松島へだけ渡海する者はいなかった。さらに幕府の決定に重大な影響を与えたと思われる鳥取藩の一六九五年（元禄八）二月二十五日付の文書がある。これは、前日の二四日に幕府老中阿部豊後守からの質問に対する鳥取藩の回答書である。

幕府から鳥取藩への質問は七か条で、その第一に「因州伯州え付候竹島はいつの此より両国の附属候哉、先組領地被下候以前よりの儀候哉」とあり、幕府としては、竹島が因幡伯耆を支配する池田藩に所属する島と考えていたことがわかる。したがって、いつから因幡の領地になったかと問いかけるのである。これに対する鳥取藩の回答は、「竹島は因幡伯耆附属にては無御座候」であった。

さらに第七項には、「竹島の外両国え附属の島有之候哉、並是又漁採に両国の者参候哉」との質問がある。これに対する鳥取藩の回答では、「竹島松島其外両国に附属の島無御座候事」と、竹島とともに松島についても、因幡両国に附属するものでないことを明言した。

領」したとか「支配御預ケ」という言葉が使われているのを見ることができる。毎年のような渡海事業が恒例となり、「竹島御用」と称する竹島特産物の幕府要人への献上、そして「將軍御目見え」の繰り返しなどを通じて、三代目の当主の時代になると、先祖の尽力で無人島を幕府から「拝領」して、排他的に「支配御預ケ」になったものと思ひ込むに至ったものと考えられるのである。封建社会にあつては、町人に無人島であれ土地を分与するということは、本来ありえないことである。

ともあれ、竹島への渡海基地になつていた隠岐でも、竹島そして松島が、鳥取藩の伯耆国に属する離島であると思ひ込むようになる。松江藩預ケ地である隠岐国に鳥取藩内米子藩の船が竹島渡海のために出入するための便宜供与を依頼するため、鳥取藩は渡海手形を発行していったことから、竹島渡海は松江藩の隠岐を経由する鳥取藩内での往復とみられていたといえる。

### 3、松島は因幡伯耆附属にては無御座候

無人島であると思ひ込んでいた竹島（鬱陵島）で、初めて朝鮮人に出会ふのは一六九二年（元禄五）である。この年は五三人が来ていたが、日本側は二人の少数であつたので争うことはしないで、朝鮮人が作つていた串鮑のほか、笠、網頭巾、こうじ味噌を持ち帰つて藩庁に届出た。江戸の藩邸か

ら幕府に対処方法を照会してみたところ、すでに朝鮮人が退去しているとすれば、「何の構もこれなく」という回答であつた。

翌一六九三年、四〇人の朝鮮人が来ていた。そのなかの二人を捕えて米子に連行した。安龍福と朴於屯の両名で、米子で二か月にわたる取調べの後、幕府の指示で長崎奉行所に送られ、対馬藩により帰国させた。ついでに幕府は、対馬藩に命じて竹島は日本領であるから朝鮮人は出漁しないよう禁止措置をとることを朝鮮国に要請させた。

この時対馬藩が朝鮮王朝に宛てた文書には「本国竹島」と記して、日本領土の島であるという認識を示していた。また対馬藩の『朝鮮通交大紀』にも、一六九六年に朝鮮人が「我因幡州竹島に來り」と、竹島が鳥取藩に所属するということを表示している。

これに対する朝鮮側は、「倭人所謂竹島、即我國鬱陵島」と、一島二名であるといつて朝鮮領であることを主張した。「竹島一件」といわれている日朝間の外交交渉は、釜山の倭館を舞台に三年間つづけられた。そして一六九六年（元禄九）一月二十八日に、幕府が老中四名の連署でもつて、「向後竹島へ渡航之儀制禁可申付旨被仰出之候間」と、鳥取藩主に竹島渡海禁止令を達したのである。

この達は、たしかに竹島への渡海を禁止しただけである。このことから、幕府は竹島の領有権を放棄したのではないという説もあるが、三年間にわたる日朝外交交渉が、竹島の

その結果、幕府は竹島が朝鮮領の鬱陵島であることを認め、日本人の竹島渡海を禁止することになるのであるが、ここの決定について三〇年後の「一七二四年（享保九）に鳥取藩がまとめた「竹島渡海禁止並渡海沿革」には、次のように記している。

「思ふに、幕府当局も初め竹島の事情を詳悉せず、我出漁者の爲に宗氏をして朝鮮に交渉せしめし、後竹島は鬱陵島にして、往古朝鮮の属島たり、出漁者又定住するにも非ず、又我藩の支配地たるにも非ざるを知るに及び、むしろ事態を発生せず、無事に問題を落着せしめむとせしもの如し」

（『鳥取藩史』第6巻、P・146）。

なお、川上健三も竹島・松島が鳥取藩所屬でないとしていることは「けだし当然」といつている。ただしその理由とするところは、竹島渡海事業が官許の公務であり、鳥取藩が直接関係していなかったためであるというが（川上、前掲書、P・84）、これは事実ではない。渡海免許も渡海禁止も幕府から鳥取藩主に出されており、鳥取藩としても毎年の渡海にあつて米や鉄砲の貸付をしていたのであるから、幕府直轄で鳥取藩は関係がなかったから、竹島・松島は因伯附属の島ではないと回答したのは「当然」とするわけにはゆかない。

鳥取藩領と思われていた竹島、そして松島について、鳥取藩としては自らに附属する島ではないといつたのである。領土なき土地はないのが封建社会の原則であるから、日本領土ではないといつたことになる。下條正男の近著「竹島は日韓

どちらのものか』には、このことについての言及がない。

#### 4. 松島即子山島此亦我国地

一七世紀になって、日本人が竹島への渡海を行うようになるなかで、竹島への航海の途中に島を望見し、あるいは立寄るなどして、これを松島と名づけ、それなりの認識をもつに至る。

これに対して韓国側は、鬱陵島にあつた于山国が五二二年（智証王一三）に新羅に服属したという記事が史書に見られるが、独島については何らの記録もないままである。鬱陵島とは別の島が東海にあるという情報もたらされるのは、一五世紀なかばの「于山島」からで、『世宗実録地理志』（一四三二年）の蔚珍県の条に、「于山・武陵二島は東の正東の海中に在り、二島相去ること遠からず、風が吹いて清明なれば則ち望見すべし」と述べる。しかし朝鮮王朝は、一四一八年から鬱陵島に対して空島政策を実施する。そのため、鬱陵島に派遣されて観察した官人の報告は少なく限られてしまう。一般の民衆も空島政策で島に渡ることを禁止されていたため、民間情報も無に等しかった。当然のことながら、鬱陵島の東方海上に位置する于山島を实地に検分することはなかつたのである。一四七六年（成宗七）に発見されたという三峯島にしても、報告にある島の形状からすれば鬱陵島の姿に似ている。ともあれ、鬱陵島とは別な島が東海にはあるといふことは、

島是ナリ」と注記がしてある。

また安龍幅が、「伯耆州」から「両島既属国」と、鬱陵・于山両島が朝鮮国のものであるという書契をとりつけたといふことも、『朝鮮王朝実録』にあるが、安龍幅は鳥取藩主に会うことができなかつたのであるから、書契などがもたらへるはずもない。ただ安龍幅が、鳥取藩を通じて関白、すなわち徳川将軍に宛てた許状を提出し、そのなかで言及していた可能性についてまで否定はできないであろう。対馬藩主は東萊府使に「去秋、貴国人呈單ノ事アリ」と述べているし、朝鮮側も「標風ノ愚民」による「呈書ノ事」があつたと認めている。

以上のことから、安龍幅によって鬱陵島の東にある島が于山島であり、両島ともに朝鮮国に属する領土であると主張したことが『朝鮮王朝実録』など史料の上では確認できるのである。安龍幅の鳥取藩への抗議来藩については、鳥取藩の史料を使って実情を解明し、『朝鮮王朝実録』が所載する安龍福の供述に信頼性がないことを明らかにしたことがある（内藤「竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史」参照）。

（ないとう せいちゅう 鳥取大学名誉教授）

一五世紀には一般の常識になつていた。ただ実際に確認していないために、一五三二年の『新增東国輿地勝覽』記載の「江原道図」のように、鬱陵島と同じ大きさで、その西方に位置する于山島を記したりもした。ただここでは、于山島にしても三峯島、可支島にしても、それをもつて現在の独島と比定する確証は全くないのである。しかし後述するように、安龍幅が鬱陵島とは別の島を于山島と特定した背景には、それなりの情報が流布されていたとみななければなるまい。

史書に記載されているのは、一六九六年（元禄九）六月に伯耆国に抗議来藩した安龍福が、帰国後に備辺司に捕えられ、そこでの訊問調書のなかで供述した記録で、『朝鮮王朝実録』巻30、肅宗22年9月戊寅條である。そこでは、「松島即子山島比亦我国地」とある。「于山島」というのは于山島の誤りである。

この文言は、鬱陵島で日本人を見つけ、彼らを追つて松島に至り、そこで発した言葉ということになつているが、その年には一月の渡海禁止令のため、日本人は竹島には渡海していないのであるから、安龍幅がそういつたというのは真実ではない。

しかし鳥取藩の岡島正義の『竹島考』などによると、伯耆国に着岸した時に、船の先頭には「朝鬱両島監税将臣安同知騎」と記した旗をかかげていたという。「朝鬱両島」は、朝鮮鬱陵島の意味なのか、両島とは鬱陵島と于山島をいうのかは不詳であるが、『竹島考』には「朝鬱両島ハ鬱陵島ト于山

# 統一評論二〇〇五年七月号 目次

## 〈朝米関係〉

●時事対談 朝鮮半島情勢をどう見るべきか	康民華	10
●分析 六者会談中断後の韓半島情勢	崔錫龍	10
●分析 「2・10宣言」から100日、北・米核対決の推移を読む	韓浩錫	21
	李ヨンヒ	27

●六・一五共同宣言発表五周年		
●六・一五共同宣言発表から五年「十大統一ニュース」		40

## ●手記・南北学生交歓会

●七年ぶりの再会	ファン・ソン	44
----------	--------	----

●熱き心の出会い	ペ・ジニ	47
----------	------	----

●南北大学生民族自主・反戦平和共同宣言		50
---------------------	--	----

●訪北記◆平壤・大同江子どもパン工場を訪れて	宋春姫／他	52
------------------------	-------	----

## 〈今〉を刻む人びと

●「北の大学生と会ったことが夢のようです」	宋ヒョウオン	58
●統一運動の後進育成のために私財を投げうって財団設立	鮮于学源	60
●「ネオコンの話はみな嘘です」	K・ウルフ	63

〈記録〉高まる支援運動・日誌／その他	整理・編集部	68
--------------------	--------	----

## ●朝鮮人強制連行犠牲者遺骨問題

●祐天寺にある朝鮮人強制連行犠牲者名簿・遺骨問題に関する調査報告書	北・対策委員会	74
-----------------------------------	---------	----

●独島領有権問題 竹島(独島)問題の問題点(上)	内藤正中	82
--------------------------	------	----

●朝鮮百鬼夜行抄 第五十七話「糞鬼」	朴珣愛	92
--------------------	-----	----

◇朝鮮民譚◇新編・高麗王王若光(上)	朴飛雲	96
--------------------	-----	----

# 통일 평론

●民族和解のかけ橋:ウ・イル/キム・イルウ 北の東海岸から砂を搬入 白翎島で統一文学祭典	66
--	----

●パズル	39
------	----

●編集後記	104
-------	-----

●HP: <http://www.tongilpyongron.com>

●E-mail: [infotpy@hotmail.com](mailto:infotpy@hotmail.com)

■編集・発行人=崔錫龍

■発行所=◎統一評論新社